

審査申立書

2009年7月15日

東京検察審査会 御中

宮崎 学



第1 申立の趣旨

被疑者國澤幹雄につき、政治資金規正法違反で「起訴相当」の議決を求める。

第2 申立の理由

1 審査申立人

宮崎 学

2 罪 名

政治資金規正法違反

3 被疑者

國澤幹雄

4 被起訴処分年月日

2009年7月14日

5 起訴猶予処分・不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁検察官検事

木村 匡良

6 被疑事実の要旨

被疑者国沢幹雄は、2009年1月20日まで西松建設株式会社の社長の職にあったものであるが、同社において、「新政治問題研究会」名義で、衆議院議員藤井孝男の資金管理団体である藤井孝男後援会及び衆議委員議員林幹雄が代表者である自由民主党千葉県第十選挙区支部に政治資金の寄附を行うことを企て、

1 平成18年7月20日、藤井孝男後援会に対して、「新政治問題研究会」名義で100万を寄附し、

2 同年7月21日、自由民主党東京都比例区第十一支部に対して、「新政治問題研究会」名義で100万を寄附し、

もって、本人以外の名義で政治資金の寄附を行ったものである。

[罪名及び罰条]

政治資金規正法違反 同法第22条の6第1項、26条の2第4号

7 検察官の処分

「起訴猶予」で不起訴。

8 不起訴処分の不当性

本告発事実は、東京地方検察庁が、本年3月24日に起訴した、被告発人國澤にかかる、本告発事実と同一の政治団体名義の衆議院議員小沢一郎氏の資金管理団体「陸山会」及び民主党岩手県第4区総支部への合計500万円の寄附についての他人名義の寄附の事実の余罪であるが、同種の余罪である衆議院議員二階俊博氏の政治団体「新しい波」の政治資金パーティー券の他人名義での購入の事実について、同地検が行った不起訴（起訴猶予）処分について、本年6月16日、東京第三検察審査会が「起訴相当」の議決を行い、それを受けて、同地検は6月26日に起訴を行っている。

同審査会は、「検察官は、被疑者國澤が自白して反省していることや同種の政治資金規正法違反で公判請求済みであることを理由に、起訴猶予と裁定している。しかし、当検察審査会は、検察官のかかる判断を首肯することはできない。すなわち、検察官は、被疑者國澤が別件で起訴されているから起訴猶予であるというが、バランスを保つため、起訴すべきである。また、検察官は、本件を起訴しても、求刑上も、量刑上も変わらないと言うが、説明になっていない。十分な証拠があるのに起訴猶予は納得できない。この事件は事件として責任をとるべきである。自白して反省しているという理由で不起訴にしているが、政治にかかわる問題だけに、すべての部分を公の法廷で説明した方が、国民全体が納得するのではと思う」と述べて、上記政治資金パーティー券の他人名義での購入の事実について「起訴相当」と議決したのである。

本件告発事実は、上記政治資金パーティー券の他人名義での購入の事実と同様に、本年3月24日に起訴した、被告発人國澤の政治資金規正法違反事実の同種余罪であり、同様の理由により、起訴猶予処分とすることは、同審査会の上記議決の趣旨に反することは明らかである。検察審査会法の改正により2回の起訴相当議決に起訴が強制されることを踏まえれば、公訴時効完成まで7日間と公訴時効が切迫し、しかも、検察審査会において同様の議決が行われることが確実に予想される本件告発事実については、上記検察審査会の議決の趣旨を尊重して起訴を行うのが当然であり、それを敢えて起訴猶予とした検察官の処分は、検察審査会の議決を不当に軽視するものと言わざるを得ない。

なお、検察官が、上記政治資金パーティー券の他人名義での購入の事実について「起訴しても、求刑上も、量刑上も変わらない」という理由で起訴猶予としたことに対して、上記検察審査会の議決で「説明になっていない」と批判されているにもかかわらず、本件告発事実について敢えて起訴猶予とした理由は、上記政治資金パーティー券の他人名義での購入の事実についての「起訴相当」の議決を受けて検察官が追起訴を

行ったことに伴って行われた被疑者（被告人）國澤についての7月14日の第2回公判で検察官が示した以下の考え方と同様の考え方によるものと思われる。

すなわち、検察官は、「政治家側との癒着の実態や献金規模等から見て今回追起訴分よりはるかに悪質な政治資金規正法違反の事実につき・・・相当と考える求刑を行っており、今回追起訴分に対する刑事責任もその中で十分に評価し得る」として、被告人國澤に対する求刑を追起訴前とまったく同じ「禁錮1年6月」のまま維持したのである。

しかし、國澤に対する量刑について、本起訴分の、衆議院議員小沢一郎氏の資金管理団体「陸山会」及び民主党岩手県第4区総支部に対する他人名義の寄附が、追起訴分の政治資金パーティー券の他人名義での購入の事実や本件告発事実の他人名義の寄附の事実より「はるかに悪質」とする理由が不明である。

第一に、「献金規模」という面では、被疑者國澤に対する本起訴事実は、合計500万円の寄附、追起訴事実は、政治資金パーティー券340万円の他人名義での購入の事実、そして、本件告発事実は、合計200万円の他人名義の寄附である。追起訴事実と本件告発事実を合計すると本起訴事実の金額を超える。検察官は、時効が完成している過去の事実も含めてという趣旨で述べているのかも知れないが、そもそも、公訴時効が完成して起訴されていない犯罪事実を量刑上重要視すること自体が不当であることに加え、西松建設関連の政治団体が平成7年に設立されて以降、団体名義で行われた政治献金及び政治資金パーティー券の購入の総額や、献金先等の内訳の全体像は明らかにされておらず、過去の献金規模に基づいて本起訴分と追起訴分、起訴未了分の悪質性を比較する根拠はまったく示されていない。これらのことからすると、何故に、「献金規模」から見て、本起訴分の方が「はるかに悪質」と言えるのか不明である。

第二に、「癒着の実態」を理由に本起訴分が特に悪質だという検察官の主張も、明らかに不合理である。國澤の起訴事実について検察官の主張は、ダミーの政治団体を利用して、真実は西松建設からの寄附であるのに、それを隠して政治団体の名義で寄附をしたことが、他人名義の寄附に該当するというのであるが、そもそも、政治資金規正法が収支報告書の記載の真実性について会計責任者に責任を集中させる一方で、寄附者側を「他人名義の寄附」で（会計責任者より軽い法定刑を設けて）処罰の対象としている趣旨は、真実の寄附者以外の名義で寄附が行われた場合、会計責任者が、その情を知らないまま、真実の寄附者以外の者を寄附者として収支報告書に記載する恐れがあり、それが、政治資金の収支にかかる真実を公開するという政治資金規正法の趣旨に反するからである。かかる観点からは、「政治家側との癒着の実態」の有無は、「他人名義の寄附」の処罰の必要性に影響しないばかりか、逆に、「癒着」の実態があって、寄附を受領した会計責任者側が、「真実の寄附者以外の名義の寄附」であることを認識した上で、それを寄附者として収支報告書に記載した場合には、会計責任

者自身の収支報告書の虚偽記入の責任を問うことで十分であり、(虚偽記入の共犯の責任が問われる余地はあっても)寄附者側の「他人名義の寄附」についての責任が重くなるわけではないと言うべきである。

このように考えると、そもそも、本起訴分について「禁錮1年6月」を求刑した検察官が、検察審査会の「起訴相当」の議決を受けて追起訴した事実について補充立証した上で、従前の求刑を維持する合理的な理由は考えられないのであり(追起訴分が量刑に影響しないのであれば、そもそも本起訴分も、それと同等に軽微な違反と言わざるを得ず、禁錮1年6月という求刑が不当だったことになる。)

本件告発事実について起訴猶予とする理由は、まったく考えられないものであり、「政治にかかわる問題だけに、すべての部分を公の法廷で説明」すべきとする上記検察審査会の議決の趣旨に沿って、ただちに本件各告発事実を追起訴すべきである。。

なお、本件各告発事実については、告発時点においても時効が切迫していたものであるが、本件は、本年3月3日の國澤を再逮捕容疑となった「陸山会」に対する100万円の「他人名義の寄附」の同種余罪であり、遅くとも、この時点以降は、検察官において捜査対象にすべき事案だったことは明らかであり、「陸山会」など小沢氏関連の事実とのバランス上も、並行して捜査した上で起訴するのが当然であった。そして、上記政治資金パーティー券の他人名義での購入の事実について、東京第三検察審査会が「起訴相当」の議決を行い、同種余罪についてもすべて起訴すべきとの意見を明らかにしたのは6月16日であり、その意見を真摯に受け止めていれば、本件各告発事実を含む同種余罪について捜査を遂げ、追起訴を行うのが当然であった(その後、6月28日には、藤野公孝参議院議員が代表を務める自由民主党東京都参議院比例区第十一支部に対する100万円の寄附の同種余罪について公訴時効が完成している)。

本件告発事実についての公訴時効が切迫していることは、すべて検察官の捜査の怠慢又は偏頗な捜査姿勢によるものであって、起訴しない理由にはまったくなり得ない。

本件各告発事実について起訴猶予とした検察官の処分は、被疑者國澤について、本来、犯罪の成否、情状などを考慮して客観的に処分を行うべきであるにもかかわらず、もっぱら検察官側の都合から、恣意的に、一部の犯罪事実だけを取り出して起訴の対象としたものと言わざるを得ず、検察官の訴追裁量権を逸脱した不当な処分であるばかりでなく、それを公訴時効が切迫した時点で行ったことは、検察審査会による是正の機会を不当に奪うことになりかねず、到底許容されるものではない。

検察審査会におかれては、本件公訴時効完成前に、至急、御審理の上、検察官の不当な不起訴処分を是正すべく議決して頂きたい。

## 9 結論

よって、申し立ての趣旨記載のとおり申立する次第である。

以上